○厚生労働省告示第百九十二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
北米地域 アメリカ合衆国（アイダホ州、アラバマ州、ウィスコンシン州、ケンタッキー州、ジョージア州及びテネシー州を除く。） カナダ	北米地域 アメリカ合衆国（アラバマ州、ウィスコンシン州、ケンタッキー州及びテネシー州を除く。） カナダ

○農林水産省告示第八百四十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年五月八日

農林水産大臣　山本　有二

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	住所
生第53993号	化成肥料	多木複合硫加燐安086	多木化学株式会社 兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第84084号	化成肥料	YA有機入り化成肥料666	有機アグロ株式会社 兵庫県加古川市別府町新野辺3062番地
生第87178号	し尿汚泥肥料	乾燥汚泥１号	石狩市 北海道石狩市花川北６条１丁目30番地２
生第89956号	汚泥発酵肥料	エコパワーせいよ	西予市 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地１
生第91746号	化成肥料	低度化成300号	三井物産アグロビジネス株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町１番５号
生第92690号	汚泥発酵肥料	天領パークスーパー	日田資源開発事業協同組合 大分県日田市大字東有田4034番地の３
生第100521号	配合肥料	DDLP入り茶配合312号	株式会社JA物流かごしま 鹿児島県鹿児島市谷山港二丁目３番２
生第102542号	配合肥料	草地826号	くみあい肥料株式会社 岩手県花巻市二枚橋第５地割146番地
輸第7628号	液状窒素肥料	硝酸アンモニウム液	クラレトレーディング株式会社 大阪府大阪市北区角田町８番１号
輸第7629号	液状窒素肥料	硝酸マグネシウム液	クラレトレーディング株式会社 大阪府大阪市北区角田町８番１号
輸第11245号	干蚕蛹粉末	シルク有機	株式会社ヒューマンビズ 京都府福知山市字正明寺矢見所398番地
輸第11678号	副産複合肥料	アグロップス１号	LOPS株式会社 東京都品川区上大崎二丁目15番19号
輸第12858号	化成肥料	スコッツ　GTグリーンズ　化成肥料	三井物産アグロビジネス株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町１番５号
輸第12860号	配合肥料	スコッツAGLP　Ca2098号　配合肥料	三井物産アグロビジネス株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町１番５号
輸第13925号	液状複合肥料	PSMO液状複合肥料	バイオニアエコサイエンス株式会社 東京都港区虎ノ門三丁目７番10号ランディック虎ノ門ビル

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十二号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第六条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、平成十七年五月二十日農林水産省告示第九百四十四号（野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第六条第三項及び第七条第二項において準用する同法第四条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年五月八日

農林水産大臣　山本　有二

表五日出の項を削る。

表六宇摩の項を削る。

表七御津の項を削る。

表九福岡の項中「早良区」の下に「並びに糸島市のうち旧前原市及び旧志摩町の区域」を加える。

表十二さつまの項を削る。

表二十諫早の項を削る。

表三十福岡京築の項中「福岡県」の下に「行橋市」を加える。

○農林水産省告示第八百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年五月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字浅川字常光田四二四七の一、四二五四の二、四二五四の四、四二五四の五、字東坊沢四二五四の七

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年五月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県北安曇郡白馬村大字北城字夏出一五二七二の六から一五二七二の八まで、字横道中一五八四七の一三、字上河原一五八四八の二（以上五筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年五月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　茨城県北茨城市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び北茨城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年五月八日

農林水産大臣　山本　有二